

介護のための日本語テストの募集・審査について

令和 4 年 1 月 24 日（月）、介護のための日本語テストの作成・運用を行う事業者の募集を開始しました。ご応募いただける事業者の方は以下の内容を確認し、必要事項を記載の上、審査申込要綱等のお取り寄せ窓口にご連絡をお願い致します。

1. 背景・趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づく技能実習制度により、介護職種での技能実習を行うには、当該技能実習生の日本語能力が一定水準以上であることが必要とされています。

具体的には、

「日本語能力試験の N 4 に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」（N 4 相当、第 1 号技能実習）、

「日本語能力試験の N 3 に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」（N 3 相当、第 2 号技能実習及び第 3 号技能実習）、

であることが求められており、ここにいう「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」として、「介護のための日本語テスト」^{※1}に合格している者も認められています^{※2}。

※ 1 内閣官房が開催する検討会（後述）において認定を受けた事業者が実施する介護のための日本語テスト

※ 2 「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成 29 年 9 月 29 日付社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号 厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知。令和 3 年 6 月 30 日最終改正。）

今般、アジア健康構想における取組の一環として、介護のための日本語テストを作成・実施を行う機関を募集します。（本審査は、審査業務の請負先である株式会社 NTT データ

経営研究所とともに実施します。)。

2. 応募、審査方法等

(1) 応募方法

以下、お取り寄せ窓口より、審査申込要綱、審査提出書類作成手引等をお取り寄せいただき、内容をご確認の上、必要書類と併せて応募願います。

(審査申込要綱・審査提出書類作成手引等のお取り寄せ窓口)

検討会事務局：

株式会社 NTT データ経営研究所 情報未来イノベーション本部 産業戦略ユニット

メールアドレス：[r3-ahwin-chousa" AT" nttdata-strategy.com](mailto:r3-ahwin-chousa@nttdata-strategy.com)

※メールアドレスは” AT” の部分を@に変えてください。

※必要記載事項：会社名、部署名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 審査方法

有識者により構成された「介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、応募の際に提出された書類^{※3}を確認の上、介護のための日本語テストの実施主体として適切か審査を行います。

その際、必要に応じ応募者からのヒアリング、追加書類の提出を求めるとともに検討会の構成員以外の有識者等から意見を聴取することなどがあります。

※3 提出された書類は、情報管理の徹底を前提として株式会社 NTT データ経営研究所にも共有されます。（介護のための日本語テストの目的以外では使用しません。）。

(3) 応募・審査スケジュール（予定）

① 応募受付：令和4年1月24日（月）～令和4年2月18日（金）

② 検討会における審査：令和4年3月14日（月）

③ 審査結果の公表：令和4年3月25日（金）

【連絡先】

内閣官房健康・医療戦略室
吉田（雄）、吉田（達）、甲阪
TEL 03-3539-2875
FAX 03-3593-1221